

令和6年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る 河川懸濁物質等の分析業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る
河川懸濁物質等の分析業務委託

2 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が、委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する「令和6年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る河川懸濁物質等の分析業務」を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

3 委託業務の目的

河川は、放射性物質の重要な移動経路の一つである。河川周辺に居住したり、河川水を利用したりする住民の安心・安全に資するため、福島県環境創造センターは、河川を介した放射性物質の移行状況調査を実施している。本業務では、河川懸濁物質及びその河川源流域で採取された森林土壌試料について分析を委託し、放射性セシウムの移行状況の把握に必要な情報を入手することを目的とする。

4 履行期限

令和7年3月21日（金）まで

5 委託業務の内容

乙が実施する業務は次のとおりとする。

なお、実施方法の決定に当たっては、事前に甲と十分協議を行うこととする。

(1) 分析対象試料

河川懸濁物質、河床土及び河川原流域で採取された森林土壌 : 80 検体
固体試料は 500 mg ~ 5 g 程度の範囲であるため、甲乙協議の上、検出下限値を設定すること。

(2) 試料送付

5 (1) について、甲は分析依頼する試料を試料番号付きの封入容器に入れ、乙に送付する。乙は使用器具等からのコンタミネーション防止には、十分留意すること。

(3) 分析項目および分析方法等

5 (1) について、土壌の主要構成成分を含む以下 23 元素成分の分析を行う。

・アルミニウム (Al)、ヒ素 (As)、バリウム (Ba)、カルシウム (Ca)、
カドミウム (Cd)、全クロム (T-Cr)、セシウム (Cs)、銅 (Cu)、鉄 (Fe)、
カリウム (K)、マグネシウム (Mg)、マンガン (Mn)、モリブデン (Mo)、
ナトリウム (Na)、ニッケル (Ni)、全リン (T-P)、鉛 (Pb)、ルビジウム (Rb)、
セレン (Se)、スズ (Sn)、ストロンチウム (Sr)、バナジウム (V)、亜鉛 (Zn)

5 (1) の試料について、甲が乾燥処理を行った試料を、乙が「底質調査方法（環境省、平成 24 年）」の湿式分解法または圧力容器法の試料前処理方法及び分析方法により分析する。その他試料前処理方法や分析方法に係る不明な事項等が生じた場合は、甲と十分協議の上、決定すること。

(4) その他

ア 乙は、分析はおおむね 90 日以内に終了することとし、分析が 90 日以内に終了できず、分析結果の報告日に変更が生じた場合は、速やかに甲へ連絡することとする。

なお、本項に関わらず令和7年3月21日までには全ての分析を終わらせ、かつ報

告書を提出するものとする。

イ 本業務の実施にあたって、必要な輸送費（甲から乙への輸送費含む）、機材及び消耗品等に係る費用は乙が負担するものとする。

ウ 本業務の実施中及び実施後において、乙の責に帰すべき事由によって異常値等が生じた場合には、すべて乙の負担により再測定等必要な対応を行うこと。また、その際は迅速に対応すること。

6 成果品

乙は、当該業務について以下を提出する。

(1) 成果品

ア 環境計量証明書又は環境計量証明書に準じる文書

イ 報告書（A4ファイル綴じ） 1部

ウ 分析結果の電子データを保存したCD-R等 1式

（分析時の検量線、検出下限値、定量下限値及びRSD値等の分析精度に関する情報を含む。なお、定量下限値以下の値についても参考値として報告すること）

(2) 提出先

福島県環境創造センター研究部

7 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）、著作権隣接権、商品化権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、甲が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる乙又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、乙が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 主任技術者等

(1) 乙は、本業務にあたって、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、契約締結後速やかに書面で甲に通知しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。

(2) 主任技術者は、本委託業務の内容を熟知し、本委託業務の履行に必要な知識及び経験を有する者であり、業務を総合的に把握し調整を行うこと。

(3) 法令により業務を行う者の資格が決められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

9 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・業務着手届
- ・主任技術者通知書
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了報告書
- ・その他、甲が業務確認に必要と認める書類

10 守秘義務

乙は甲の書面による承諾を得ない限り、いかなる場合においても本業務の履行中に知り得た業務に関する事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

11 その他

- (1) 乙は、本仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務の遂行にあたり必要な事項、器具等については、乙の責任のもとで充足及び負担すること。
- (2) 乙は、本委託業務の受注にあたり、本委託業務の内容に関する十分な知識、理解及び経験のある作業従事者を確保することが可能で、委託条件を遵守し、本委託業務が確実に履行できるものとする。
- (3) 仕様の軽微な変更については、甲と乙が協議したうえで決定する。
- (4) 乙は、本業務に疑義が生じたとき及び本仕様書により難い事由が生じたときは、甲と速やかに協議しその指示に従うこと。